

第3号議案 定款一部変更の件

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>第4章 総会 (議事録) 第29条 第1項 (略) 第2項 議事録には、議長及び出席した<u>社員</u>のうちからその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。</p>	<p>第4章 総会 (議事録) 第29条 第1項 (略) 第2項 議事録には、議長及び出席した<u>理事</u>のうちからその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。</p>

定款の変更は、主務大臣の認可を受けて効力を生じます。